

令和4年度

第377回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和4年度第377回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。5番の島袋貴委員、11番の仲泊元輝委員、12番の新垣実委員、3名の方から欠席の連絡が入っております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、1番の仲宗根正人委員、6番の大城信男委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事前現地調査委員は、4番の仲宗根光夫委員、10番の屋宜文委員、13番の高宮城実一郎委員、報告者は10番の屋宜文委員にお願ひいたします。</p> <p>それでは、座って議事を進行させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号1番を読み上げて説明。</p> <p>以上、ご審査のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>現地調査を4番仲宗根光夫委員、10番の屋宜文委員、13番の高宮城実一郎委員の御3名で行っておりますので、調査報告を10番の屋宜文委員にお願ひいたします。</p> |
| 10番 | <p>報告いたします。4月22日金曜日、午後1時から午後3時半まで4番仲宗根光夫委員と13番高宮城実一郎委員、私、10番屋宜文、また事務局からは譜久山局長と與那嶺主査の5人で現地調査を行いました。補足につきましては、仲宗根光夫委員、高宮城実一郎委員、よろしくお願ひします。座って報告させていただきます。ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、見取図の1ページになります。申請地の字池原勢頭原●●●●番●は、倉浜衛生施設組合の南に位置し、現況は農業用の施設になっておりました。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても現在の経営地10.342㎡に今回の申請地394㎡で、計10.736㎡となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはヤギ・牧草の栽培の予定であり、周辺地域との調和もとれていると判断しました。以上です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p> |
| 議長 | <p>再開いたします。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号1番について、委員の意見を求めます。4番、仲宗根光夫委員どうぞ。</p> |
| 4番 | <p>堆肥小屋もなんだけれども、この通路というんですか。こっちも含めてですね。今、車が止まっているところまでを含めて。</p> |
| 事務局 | <p>施設への進入路になっています。</p> |
| 4番 | <p>現にこれからは見えないんだけど、既に堆肥というのを製造というんですかね、もう天地切り返しできるような状態に作られていました。牧草とか、あとはヤギの糞とか、いろいろなものを集めてからこういうふうにしたのは上等ですよ。できれば販売までやっていけるのであればなおさら。正人さんにかかっているのです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ほかにございませんか。なければ進行したいと思いますが、進行してもよろしいですか。</p> <p>「進行」の声あり</p> |
| 議長 | <p>進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声。議案第1号、受付番号1、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員が賛成、許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号1番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>議長</p> <p>10番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>受付番号1番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、10番、屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> <p>ご報告いたします。 議案第2号、受付番号1番、見取図の2ページになります。申請地は、市立美東小学校の北に位置し、現況はお墓になっておりました。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する地域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地といたしました。以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号、受付番号1番について委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成。承認相当といたします。 議案第3号、受付番号1番から2番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。 受付番号1番、2番を読み上げて説明。</p> |
|---|--|

| | |
|----------------------|--|
| <p>議長</p> <p>10番</p> | <p>以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、10番、屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p> <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号1番、見取図の3ページになります。申請地は知花公民館の北に位置し、現況はバナナなどが入った畑でしたが、その中に一部倉庫が建っている状態でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住宅専用地域にあり、第3種農地といたしました。</p> <p>続きまして、受付番号2番、見取図の4ページになります。申請地は知花城址の北に位置し、現況は砂利が敷かれた進入路となっております。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地といたしました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号1番から2番について、委員の意見を求めます。どうぞ、ご意見がありましたら。なければ進行したいと思っておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p> |
| <p>議長</p> | <p>では進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から2番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしの声。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から2番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員が賛成。議案第3号 受付番号1番から2番については、許可相当といたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>ご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ついて。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、10番、屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> |
| 10番 | <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号1番、見取図の5ページになります。申請地は、東桃原公民館の西に位置し、現況は更地になっていました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは、議案第4号 受付番号1番について、委員の意見を求めます。</p> |
| | <p>「進行」の声あり</p> |
| 議長 | <p>進行の声が上がっておりますので、ほかになければ進行したいと思います。</p> |
| | <p>「はい」の声あり</p> |
| 議長 | <p>では進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> |
| | <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員が賛成、承認相当といたします。</p> <p>議案第5号、受付番号1番から7番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号1番から7番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。</p> |


| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>それでは、議案第5号についても現地調査されておりますので、10番、屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> |
| 10番 | <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号1番、見取図の6ページになります。申請地はコザ自動車学校の南東に位置し、現況は家庭菜園と駐車場になっておりました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地帯にあり、第3種農地といたしました。</p> <p>続きまして、受付番号2番、見取図の7ページになります。申請地は、池原公民館の南に位置し、現況は雑草が生えた遊休地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>続きまして、受付番号3番、見取図の8ページになります。申請地は東桃原公民館の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。</p> <p>続きまして、受付番号4番、見取図の9ページになります。申請地は沖縄市農民研修センターの西に位置し、現況は作業小屋のある雑草地になっておりました。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地といたしました。</p> <p>続きまして、受付番号5番、6番、7番は場所が近いので一括して報告させていただきます。申請地は知花城址の北に位置し、現状は既に駐車場として使われておりました。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地といたしました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p> |
| 議長 | <p>再開いたします。</p> <p>どうぞ7番、宮城委員。</p> |
| 7番 | <p>受付番号7番ですが、この現場写真から見てみますと、既に資材が置かれているような状況でございますが、この資材袋の中身としてはどのような内容になっているのでしょうか。</p> |
| 4番 | <p>袋の中身までは開けてみていないですね。袋にも入っていて散らばってはな</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>いです。袋に入れて置かれている状況です。</p> <p>資材の種類なんですけれども、木材、型枠、この2つになります。あと、車を3台止める予定になっています。</p> |
| 議長 | <p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p> |
| 議長 | <p>再開いたします。</p> <p>ご意見がございましたらどうぞ。ないようですので進行したいと思います。よろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p> |
| 議長 | <p>では進行いたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から7番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から7番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員が賛成。議案第5号、受付番号1番から7番については許可相当といたします。</p> <p>議案第1号から第5号までのご審議、大変お疲れさまでございました。これを持ちまして、令和4年度第377回総会を閉会いたします。</p> |

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年4月26日

会 長 池宮 敏 哉 

議 長 池宮 敏 哉 

1 番 仲野 正 人 

6 番 大城 信 男 